

平成 28 年度 第 4 回豊岡市障害者福祉計画策定委員会 議事録要旨

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。
発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

○日 時 平成 28 年 12 月 5 日(月) 午後 1 時 30 分～3 時 10 分

○場 所 豊岡稽古堂 3 階交流室

○出席者 12 名(うち 1 名代理出席)

○欠席者 6 名

○次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - ・豊岡市障害者計画素案について(資料 1)
 - ・パブリックコメントについて(資料 2)
4. その他
5. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

委員長あいさつ

3. 協議事項

【事務局】

＜豊岡市障害者計画素案（資料1 前半）について説明＞

【委員長】

中盤までの修正点等の説明がありました。ご意見等いただいた方を含め、修正についてのご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

まず、15 ページの自立支援協議会の意見聴取の文面が出ており、少し違和感があります。一つは意見としての文面がここに適当なのかということです。前の自立支援協議会の説明文自体も少し、私たち自身も自立支援協議会自体がはっきりしていないところがある中で、この文章でいいのかと思うのですが。

【A委員】

まず自立支援協議会の副会長という立場から申し上げますと、自分が副会長としてまとめた意見が本編に出るという事は大変ありがたいと、立場的にそう思います。一方で策定委員会の委員という事と、いろんな自治体の審議会に入らせていただいている立場からすると、基本計画で自立支援協議会の意見がこのように出てくるのはあまり見たことがないです。そういう意味では少し気になると思います。

委員長のおっしゃった、15 ページ（4）の文ですが、ここの説明はもし策定委員の皆様が分かりにくいということであれば、もう少し丁寧に説明を加えていくということが良いと思います。この次に、囲い付きでここまで入れるのか、今回事務局のご提案であるように、本編には要約を書いて、資料編にそのものを載せるのかは、皆様のご意見をいただいております方が良いのかと思います。それから、仮にこれを資料編に載せるとしても「平成 27 年度に本協議会から市に提出した『豊岡市と豊岡市障害者自立支援協議会との連携推進に関する提言』」に言及している以上、その提言も載せないといけないのではないか、という議論も発生すると思います。これが、国の出している分厚い報告書に言及している場合、それを載せる必要はないのですが、極めてローカルな豊岡市ならではの提言書ですから、これに言及している以上は資料編であっても、載せる必要があるのではないか、というご意見があるかと思っています。また、要約する場合にも、どんな要約がいいのかご議論いただきたいと思います。議論する際に「どうですか」というだけでは皆様ご意見を言いづらいと思いますので、少し論点を申します。

まず、基本計画は法律上、自立支援協議会の意見を聞く義務はありません。義務はないけれど、聞いてはいけないという事はありませんが、ここまでまとめさせていただいたものを載せることで皆さんに「こういう問題があるんですよ」という事を読者の方に知っていただくという啓発の意味で、載せるという事が一つ大事であると思います。その場合に、どこまで具体的に載せるのか、という事が一番大事であると思います。皆さんに今日ご議論いただくとすれば、まず、今回の事務局提案で良しとするのか、

それとも今日の提案のように本編と資料編とに分けるのか、3つ目に提言書についても掲載をするか否か、については議論が必要だと思います。常々僕が申し上げるのは、ここで分かってても、一般の市民の方に分からないと駄目だという事です。そういう事も踏まえた上で皆さんのご意見が出ればと思います。

【委員長】

はい、いかがでしょうか。

【P委員】

この計画自体は行政計画で、自立支援協議会の意見を聴取したとして、これらについては提言されている内容を、主としては良しと、当然それに対応すべきだと考えているのかということ本来は計画の中に落とし込まれて、すぐには出来なくてもいつまでにするのか、近い将来で発生するのか、ということここ本来は書くべきです。自立支援協議会でこんなことを言われているというのをそのまま書いたのでは、行政計画として、行政としての主体性とか対応ではなく、本来こう言われています、という事を書いているだけになってしまいます。これを資料として載せるのは結構なのですが、要約されたものは、こういう意見が自立支援協議会から出ているということで、それについてはこの計画の中では、すぐには出来ないけれど、障害者計画の中にいつまでには、きちんと達成できるような形にします、という事でなければならないと思います。ただ載せただけでは、市としての姿勢がこの計画の中に反映されていないので、行政計画としては中途半端です。いつ頃までには、という期間が書けなくても、これはやるべきだと表明出来ていないのであれば、課題として書いておかないと、意見として出されました、おしまい、というのは行政計画としてありえないところで違和感があります。

【A委員】

自立支援協議会自体は行政が設置している委員会です。というのは、委員長を含めて私たち全員が市長から委嘱状をもらっているんですよね、この会もです。ですから、行政の計画に対して、行政の別の協議会から貰ったものを、住民のアンケートと同列に書くということ自体が、実は一番の違和感なんです。そのように位置づけの検討が必要なのではないかと思います。

【委員長】

自立支援協議会自体、設立当初から、地域によっても色々動きがあるのは確かだと思います。より良い方向で動いていただいているのだとは思いますが、まず頭のところで、一般の方が読まれても、自立支援協議会の設置の、豊岡としての位置づけというのはきっちりと見ておいた方が良いのではないかと思います。そして私自身の一番の違和感というのは、P委員がおっしゃられたように、要望だけここに出されて、これをどうするのかという部分がまったく見えません。もちろん、委員会として自立支援協議会からの意見をいただいて、この障害者計画を作っていきましょうというのは、前からの一つのスタンスではあるのですが、それをそのまま計画に文字として出すのは何かおかしいような感じがします。

【P委員】

そうすると、その意見に対して計画上どう対応するのか、という事を入れるべきだと思います。

【委員長】

ここで議論をしておかないといけませんよね。議論がないまま、ここに要求があったと言うだけでは何なのだろうと思われると思うんですよね。

【P 委員】

少なくとも、ここに意見として出されているものは、今回の計画に具体的に盛り込めなかったとしても、次回には必ずしっかりとした形で政策として盛り込みます、という事が書かれていないと、未来永劫、聞きましたで終わってしまうのか、となります。今回は出来なくても次回はきちんとクリアしますという事が書かれていないと、行政としての位置づけは明確にしておかないといけないと思います。

【委員長】

例えば民間の作業所連合会が出した要望書というのが、要望がどんどん上がってきて、議論もされない中で要望だけが増えてしまうというのはおかしいのではないのでしょうか。

【P 委員】

僕の中の理解では、協議会の位置づけは、行政だけでやるのではなく、障害者施策の具体的展開というのは当然事業者であったり、当事者であったり、住民であったりが一緒に形作っていくものです。ところが自立支援協議会の努力だけでは十分できない政策的なもの、制度的なものについて、当然自立支援協議会は自分たちの努力はここまでしたけれど、これ以上はきちんと施策展開してほしいということが意見としてここに出されていると思います。そうすると当然これを設置している市としては、自立支援協議会の努力だけでは出来ないことを制度化するとか、計画の中に盛り込むというのが本来は市としてのスタンスですが、そこで政策的な判断を含めて、すぐにできるのか、優先順位はどうなのか、これは市がやるのではなく、他の機関にさせるのか、ということも含めて、そこまでできなくても、市の検討課題として挙げられているものを、これから計画の中に落とし込む、政策化しますという意思決定は今しておかなければならない。意見を聞きました、というものになってしまっているの、そこは行政計画の中にある程度落とし込みますと、市としてはそこまで書きにくいのでこういう形で出ているのかなと思いますが、それは少しずるいというような気がします。

【委員長】

どうでしょうか。

【事務局】

先ほどご質問いただきました件なのですが、一応自立支援協議会から、それぞれ意見をいただいております。それが計画の中にどう反映されているのか、というご意見だと思います。自立支援協議会からの意見という事で、3行目に「障害者差別解消法に基づく取り組み」の関係ですが、これは33ページの一番上「障害を理由とする差別の解消の推進」で計画の方に反映しております。また、次の「医療的ケアといった重度心身障害者（児）のニーズに対する支援」については、40ページの上から2つ目「重度

の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応」ということで反映しております。次に「地域移行」ですが、39 ページの1 番下の表にあります「地域移行・地域定着の推進」になります。続きまして「住まいの確保」の関係ですが、44 ページをご覧いただきたいと思います。表の上から3 つめの「住まいの確保」ということで、新たに入れさせていただいたものになります。「地域生活支援拠点等の整備」は、今回新たに出てきた項目であります、40 ページの表の一番上にあります「地域生活支援拠点等の整備」ということで新たに施策名として入れさせていただいております。また、「障害者の公共交通の利用促進」の関係ですが、27 ページの上から2 つ目「移動・交通手段の充実」というところで計画の中に反映させていただいております。

また、先ほど障害者の自立支援協議会の説明文章で、若干分かりづらい点がありましたので、少し読み上げをさせていただきます。案として聞いていただければと思うのですが、「豊岡市障害者計画の策定にあたり、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である豊岡市障害者自立支援協議会に意見聴取しました」というように、文章の方も説明を変更させていただけたらと思います。

【P 委員】

今の説明で、表現として元々の事務局案のように意見を聞いて、その中であげられた意見はこういうものだと要約で出されて、これらのものは計画に反映されています、場合によっては、どこに反映されているんです、というような形で、行政として責任をもって自立支援協議会からの意見には対応しているんですよ、と書かれたらすごくすっきりしますし、今の説明も全然おかしくないと思います。それを求められている方の要求水準までいっているのかどうかは、計画の進捗管理として継続的に管理していくことになるのですが、きちんと挙げられている意見をしっかりと盛り込みました、というのは正しいやり方だと思います。ただ表現の問題で、今言っているような事をご覧いただいたら皆が合点するかどうか、意見は聞いた、それに対してきちんと計画にこのように盛り込んで、という様にするといいのではないかなと思います。ただ載せるだけであると曖昧なので。

【委員長】

どうでしょうか、今のご意見に対して。

【F 委員】

削除する、しないという事に関してでしょうか。

【委員長】

削除ではなく、今事務局からあった説明と、この意見を再まとめしてその中でこの計画に盛り込んだ点等も含めてまとめて表記する、表記の仕方を整理していただくという事です。

【F 委員】

私個人としては、削除しないのであれば良いと思います。6 ページ（3）で出ていますから。

【委員長】

意見聴取のあり方を、この内容ではなくて、先ほど言ったようなところですが。

【F 委員】

それは修正をしていただいたら良いと思いますので、削除はしなくて良いと私は思います。現実には、自立支援協議会は、市の委嘱の機関でもあるし、立派な活動をされていると思いますので。

【委員長】

この件に関してはこれでよろしいでしょうか。それでは、事務局には再度その点を修正していただくようお願いします。その他に何かありますでしょうか。

【E 委員代理】

障害者の自立支援協議会の中では、色々な課題が出てきます。その問題を掘り下げてなるべく解決しようということですが、そういう問題をどうするのかという事になりますと、市への提言、もしくは当委員会への提言、という事になって当然ではないかと私たちは思っていました。そのことの取り扱いについては、皆さん方の英知の中で今おっしゃっていただいたように反映をしていただくという方向でまとまりましたので良かったと思うのですが、それでなければ、ちょっと待って下さいと言わなければならないところであったと思っています。そういうことでないと、自立支援協議会は何のためにあるのか、というところまで遡っていかなければならないのかと思いましたので、真剣に聞かせていただきました。

【委員長】

その他、前半の修正箇所に関して、33 ページぐらいのあたりまでで何かございませんか。

【A 委員】

調査のところは、聞き手を書かないといけません。これはなぜかと言いますと、いつも申し上げますが、そもそも調査をするというのは、いつ・誰が・どこで・誰に・何を・どのように聞いたか、その結果としてどうかという事があるんですね。なので、市の職員だから必要がないかというご意見もありましたけれども、業者さんがされたのかな、という想定も可能なわけですし、事細かに書く必要はないですけれども、どなたがグループインタビューをされたのかというのは書かなければならないと思います。まして、インタビュー調査というのはこういう事がアンケート以上に求められるものですので、またご検討いただけたら幸いです。

【委員長】

今のは、職員の固有名詞までは求めないので、例えば市の障害福祉課の担当職員がインタビューしたんですよ、というような事が記載される必要があるのではないか、という事ですよね。

【A 委員】

インタビューというのは、そもそも誰が聞くのかによって話の内容が変わるものなんですよ。どれ

が真実か、嘘かという事ではなくて、市の職員さんだからおっしゃること、家族だからおっしゃること、というように聞き手と話し手とのやり取りで出てくるものですから、そういう意味で必要だと思います。固有名詞はまったく必要ないと思うので。

【事務局】

そのように検討させていただきます。

【委員長】

他に何かございますでしょうか。

一点だけ、掘り返すようなことなのですが、2章の20ページで「寛容と包摂の社会をめざして」という事であるのですが、「包摂」の方はこの前も言いましたように、ソーシャルインクルージョン、社会的包摂という事が計画としてあるのですけれども、全体的にこの「寛容」という文言は何を指しているのでしょうか。

【事務局】

20ページの基本理念の文言の下から6行目にあります「この条例には、お互いの違いを認め合い」ということで、そこの「違いを認め合う」ということで「寛容」として考えております。

【委員長】

分かりました。ありがとうございます。

他には何かございませんでしょうか。

【P委員】

総合支援法の考え方で、障害者の方だけではなくて全ての人が、という事で基本的には大賛成なのですが、障害者の主体性や障害者の意思の尊重とかいう事が、少し全体的に薄くなってきているような気がします。この文言の中に、例えば、今おそらく計画の中で一番問題になっているのは知的障害の方の個人の意思をきちんとどう反映させるのかとか、支援者側ではなくて本人の意見をしっかりとどこまで聞くのかとか、精神障害者の人については今、障害者が運営そのものに関わる、要するに支援を受けるだけではなくて、主体的に関わるということが、もう一步進むという事がとても大事だと思っています。全体の流れとしては、障害のある人もない人も一緒に、というのは全然反対ではないのですが、少し障害者が主体性をもって、この会議も当然障害を持っておられる方も主体的にご参加いただいています。障害者が意思というものを尊重されるとか、いろんなものに障害者の意思決定が尊重される、あるいは主体的にその人達も活動に参加する、というようなものが、どこかにあってくれるといいかなと思います。精神障害者の方には、運営側にも入っていただくということをお願いしたりしているので、やはりそういう部分も書いていただけると良いなと思います。障害のある当事者の主体的意見が常に尊重され、その活動に参加できるということが前提だという中で、当然障害のある方もない方も一緒にということが、うまく文言として入っていればと思います。障害があることを受け入れましょうというところに力点が置かれていて、そこには賛成なのですが、一方では障害者の主体性や意思決定ということが尊

重される。特に、障害者差別解消法の議論をすると、良かれと思ってやる行為でも、本人の意思なり決定と違うものであれば、押し付けであったり本人の意思を無視した行為であったりするので、その辺りが最近色々な所で問題となっている課題だと思うので、お互いに認め合う事も大事ですけど、障害のある当事者の意見を尊重するというのは、個人としてはどこかに入っていると嬉しいなと思います。

【委員長】

ありがとうございます。意識としてはあったつもりが、弱くなっているようでもあるのでしょうか。

【D委員】

本人の意思というところで言いますと、16 ページの進捗状況のところにも出ている、『自己実現できる』まちづくり」という「自己」って誰のことなんですか、というあたりです。あくまでも、障害を持っておられるご本人だと思うのですが、その中身が周りにあるサービスの充実ということになってしまって、本人の意思決定に基づく自己実現に向かう内容というのが、十分に盛り込めていないのかと感じます。その中でも特に抜け落ちてしまうのが、医療的ケアも必要な重度の方たちの自己実現。何も感じない、分からない、意思がない訳では決してありません。でもサービスの充実しかない、もちろんサービスの基盤が足りていないことによる社会的な障壁は大きいのですが、決してそれだけではないんです。より重度な障害を持っていらっしゃるご本人さんも、この地域の中で生まれ育って、自己実現をしていただけるような地域を目指すという、その読み取りができるような内容が入って欲しいです。グループインタビューの結果に、重心の方のグループの聞き取りをした内容が十分に盛り込まれていない、という思いがします。それは18 ページからの「障害者福祉の主な課題」で挙がっていますが、その中に医療的ケアが必要な人達の具体的なものは全く載っていないです。他のことも決して全て具体的にという訳ではなく、全体を大きくくくっての文章にはなっていますが、部分的には具体的な内容が入っていたりもします。あえて「医療的ケアの必要な重度の方たち」という部分の、この地域で生きていける、自己実現できる、という箇所があるのであれば、重度の人達でさえ、という事が本当はおかしいのですけれども、その人達にスポットを当てて、充実というところをどこかに盛り込んでいただきたい。グループインタビューしたのに、その方たちが、この計画を見たときに、「うちの子たちに係るところは本当にこれだけなのか」「サービスの充実ですね」ということだけで、本人がこの地域でより良く生きていけるというところを目指しにくいかなと思います。その辺りを盛り込んでいただきたいなと思います。

【委員長】

グループインタビューにより、当事者等の意見反映を目指しているのは確かなのですが、当初よりも少しまだ、その辺りの意味合いが落ちているかなという気も致します。

【P委員】

D委員がおっしゃっていることで、ひとつは全ての所に入れる必要がなくても、重度の障害のある人を含めて、障害者の意思をしっかり受け止めるなり、いつでも相談が出来るという話の中には当然、重度の人の意向や意見、相談をきちんと受け入れる、という事が本当は必要です。計画の中では大きな課題になっていると思うんですけども、それは簡単に解決できる訳ではないけど、きちんと組み込ま

れていますということが「いつでもどこでも相談できるまちづくり」ときちんとしているんですよね。全部にという訳ではないですが、意思決定に係るような部分とか、重度の人でなかなか意思表示が出来ない人に対する配慮が、どこかでされています、というような事があったら良いのかなと思います。

【委員長】

その辺り、先に説明を進めさせていただいて、お話したいと思います。事務局の方、先に進めていただけますでしょうか。

【F 委員】

7 ページの「障害のある人等の現状と課題」の（１）のところで、「平成 27 年度国勢調査をみると、総人口」というようにつながっています。この「みると、」の後に「豊岡市の」という文言があった方が良いのか、いないのか疑問に思いましたので、考えてみてください。

【委員長】

総人口の前に「豊岡市の」と入れるかどうか、ということですね。計画自体豊岡市のものですからね。

【F 委員】

8 ページには「資料：豊岡市」と書いているのですが、7 ページには「豊岡市」という文言が一つもないので、あった方が良いのか分からないので質問しました。

【委員長】

事務局はいかが考えられますか。

【事務局】

先ほどご意見のありました「豊岡市の総人口」と入れた方が良いのではないかとということですが、こちらは入れる方向で検討させていただけたらと思います。

【F 委員】

ありがとうございます。

【委員長】

それでは 33 ページ以降の修正点について、よろしくお願いいたします。

【事務局】

< 豊岡市障害者計画素案（資料 1 後半）について説明 >

【委員長】

はい、いかがでしょうか。

【D委員】

36 ページの「地域療育体制の充実」の段なのですが、「北但広域療育センターにおいて」という事であると、北但療育センターだけが、この地域療育体制の充実についてお願いできるセンターではないと思うので、「センター等で」という「等」が入った方がいいのではないのでしょうか。児童発達サービスは就学前児に療育が必要なので、民間の事業所においても、療育は取り入れております。健康増進課の乳幼児健診から直接相談に見えられるという連携体制のもとなので、北但広域療育センターのみの表現は少し違うのではと思います。

【事務局】

確かに、北但広域療育センターだけという表記になっており、その他の児童発達支援サービスにつきましては市内で他にもございます。「北但広域療育センター等」で、表記させていただく方向で考えさせていただきます。

【D委員】

49 ページの用語解説の「医療的ケア」のところで、「たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む」という「流し込む」という表現が少し違うかなと思うので、表現を変えていただけた方が良いと思います。食事をとれない方が栄養を摂取するので、「流し込む」は少し悲しいです。

【事務局】

確かに表記の方はこちらで検討させていただいて、修正させていただこうと思います。

【委員長】

その他ありませんでしょうか。先ほどの話もありますが。

【A委員】

これはここだけではなくて全国にも当てはまり、これから豊岡市でやっていくというような、本当の意味合いで、障害者が障害者を支えるというような、それを豊岡でも踏み出すという中で、この計画でも後押ししていただけると嬉しいというところがありました。主旨を市民の皆様にご理解いただければ、次の計画でもう一歩先のステップを踏んでいただけるのでしたら、別にいいのかなと思います。

【委員長】

これまでの委員会でも、意識はしてきたように思うのですが、前よりも少し意識が下がっているかなという感じがしないでもないです。

【A委員】

少し抽象的な話で恐縮なのですが、結果的に下がって、埋もれてしまったという言い方が一番正しいです。というのは、まず「寛容」の話ができましたけれども、「寛容」というのは今ちょうどオーストリア

やイタリアなどのヨーロッパでナショナリズムみたいなことで、EUというのは非常に寛容だけれども難民がたくさんやってきて、それに対して地元に住んでいる人達が「それはけしからん、規制しよう」という時に、「寛容」という議論が出てくるんですね。もう一つ、わが国ではもちろん移民の話などは出てこないのですが、例えば相模原の事件というのはまさにこの、異質なものを排除しようとする、あの事件の背景には色々なものがあるので、あまり簡単には言えないのですが。そういう意味で「寛容」という言葉が合致するのに対して、一方で「異質な人がコミュニティに居てもいいよね」という話と同時に来るのが、「じゃあその人達が単に居れば良いのか」という話では無くて、先ほどP委員がおっしゃったように、ご自身達の言いたいこと、例えばイスラムの人が隣に引っ越してきたときに、「イスラムの人はあっちに行け」とは言わないけれど、じゃあ次にイスラムの人の食生活とか衣装などに関しており合っていていきましょう、という話までを含んで、その人達はどんな思いがある、というような事をなるべく表明してもらいましょう、みたいなことを仕組みに落とし込むというのが施策だと思います。意見を表明するという事に関しては、豊岡はこの10年間やってきました。ワークショップ、グループインタビューをやって、かなり頑張ってやってらっしゃいます。だけど、もう一つそれをもう少し仕組みに落とし込んでいくという記述が、なかなか難しいと思うんです。それはなぜかと言うと、例えば自立支援協議会で、街でバスの問題をやっていて、色々面白いのですが、これは障害者に限らず色々な人がそうだから、という、力にはなる反面、障害者独特のニーズはどうしても曖昧になってくるんです。つまり、ベビーカーを連れている保護者、運転免許を返納したご高齢者の方、障害者の方、いろんな方がおられる。全員が確かに、公共交通の充実、バス路線の充実という事は一致していても、それぞれを見ると色々意見が違うと思うんですね。そうすると、大同団結や、いろんな人を取り込むことによって力になる反面、一方で、その結果として障害者のプレゼンスというものが減ってきているというのは、実は多種でもよくあるんですね。なので、例えばなのですが、あえて少し書くのであれば、18・19ページの②や⑥のところに、障害者の人自身の意思の尊重とか、思いの尊重みたいなことをもう少しはっきりと書いていければ良いのかなと思います。その辺りに書き込んでいただく、というのが良いのかなと思いました。差別解消法の話も、もちろん関係してきますので、もう一言入れ込んだ方が良いのかなという気がします。

【委員長】

事務局はその辺りについてどうでしょうか。

【事務局】

先ほどご意見をいただきましたことで、再度検討をさせていただきたいと考えております。

【委員長】

大変重大な所だと思います。前々から自立支援協議会、先ほどA委員からもありましたけれども、当初、本人部会というのが進められそうで、現在は出来ていないのでしょうか？

【A委員】

予定にはないです。とても難しいです。

【副委員長】

私自身もですし、この策定委員会の皆さんの中にも結構の方が自立支援協議会にも委員として参加しておられるので、どこの立場でとか、どこの会議でこの話をしたのか、など少し曖昧になる部分があります。実際には、障害種別で言えば参画されている団体もありますし、アンケートや聞き取りに行って、というところで本人のニーズや、実体を運営会議の委員が反応するというところでの情報はキャッチしているのですが、実際には、例えば運営会議の中の部会についても、直接的には本人の参加が少ないというのが現状ですし、会議の開催時間などのいろんな問題で、具体的にそこを進めていくという状況の話はまったく上がっていません。何かある時には、どういうところでお話を聞かせていただこう、というような取り組みはありますけれども。

【委員長】

少し話が計画からそれましたが、今後の進捗については大きな課題だと思います。

他に何か修正点等に関してのお気づきの点、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、パブリックコメントについてというところで、事務局の方からご報告下さい。

【事務局】

＜パブリックコメント（資料2）について説明＞

【委員長】

それではこのパブリックコメントについて、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

【A委員】

パブリックコメントは、なるべく多い方が良いと思います。数を競う訳ではありませんが、もちろん各委員さんいろんな団体から出ていらっしゃいますので、各委員さんいろんなところでお声かけをしていただくというのはいいんですよね。前回の第4期障害福祉計画の時もそのようにした結果なのか、結構いいご意見がたくさん出たのではないかと記憶しておりますので、その辺りの確認だけお願いします。

【事務局】

できればたくさんご意見をいただいた方が良いと思っておりますので、それぞれ策定委員会の委員さんの関係する団体の方のご意見もいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

委員の中から働きかけるのでしょうか。

【A委員】

パブリックコメントはあくまでも働きかけは、こちらからするのではなくて、パブリックにアナウンスはするけれど、後は各団体の個人に、と僕は思います。

【委員長】

各委員の皆さん、各団体の皆さんにもこういう事がされています、という事でご意見の方をいただけるように働きかけの方をお願いしますということです。

それでは、本日の協議事項は以上という事になります。

4. その他

【事務局】

＜今後のスケジュールについての説明＞

【委員長】

では、また日にちの調整をお願いします。

【事務局】

最後に、素案については、本日の委員会でも委員の皆様からご意見をいただいております。内容について修正させていただき、パブリックコメントに出すことになっておりますが、内容につきましては、委員長、副委員長との相談の上で決めてさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員長】

みなさん、よろしいでしょうか。ではそのようにお願いします。

5. 閉会

副委員長あいさつ